

# 令和5年度 事業計画

## (基本方針)

少子高齢化が進展する中、本県における65歳以上の高齢者の数は、令和4年1月1日現在約232万人となり、高齢化率は約25.8%となった。

こうした中で、健康で働く意欲のある高齢者の数も増え、高齢者の就業促進がますます求められる一方、コロナによる影響などにより、一昨年度全国会員数は19年ぶりに70万人を割ったが、本県においては増加に転じている。

インボイス制度については、これまで”草の根運動“と称して、本県のみならず全国約1,300のシルバー人材センター及び全連合が一丸となってシルバー人材センターに対する適用除外(特例)について取り組んできたが、その結果、経過措置は付されたものの、要望は認められることなく今年10月からの実施が確実となった。

一方、インボイス制度への対応策として厚労省から提案された「新しい契約方式」については、その実施時期は未定ではあるが、実施された場合はこれまでのシルバー制度そのものに大きな影響が及ぶものとして、全国のシルバー人材センターから大きな不安のなかで関心が寄せられている。

当連合の派遣事業については、これまでの実施方式から全シ協推奨方式を参考に、いわゆる「神奈川方式」構築に向け、昨年度、「派遣事業推進対策会議」により鋭意検討がなされ、当初の予定どおり令和5年4月から新方式実施の運びとなった。

厚労省からの委託事業に係る令和5年度予算に関しては、対令和4年度比で増額となったものの、令和3年度との比較では依然として大幅な減という状況から、会員拡大に向けた周知広報をはじめとした事業が十分実施できるか懸念される。

以上、シルバー人材センターを巡る状況は一段と厳しさを増しているが、当連合会においては、センターの設置目的である高齢者の就業促進と生きがいの創出、及び地域への貢献等のため、引き続き安全就業の推進を基本に、以下を重点事業として県内各センターとともに取り組んでいくこととする。

## (拠点と連携して進める重点事業)

- 1 インボイス制度施行に係る適切な対応
- 2 派遣事業推進のための新たな実施方式の着実な実施
- 3 女性会員拡大に向けた取り組みの強化

## (国から受託して進める重点事業)

- 1 高齢者活躍人材確保育成事業の着実な実施

## [拠点と連携して進める事業]

### 1 インボイス制度施行に係る適切な対応(新規・重点事業1)

消費税におけるインボイス制度については、昨年度“特例措置”を求め、各市町村長から市長会、町村長会への要望書の提出、並びに、議会における意見書の採択等により取り組んできたが、令和5年10月から施行されることとなったことから、その初年度にあたる令和5年度については、各シルバー人材センターにおいてスムーズな対応が図られるよう、さらには運営に大きな支障が生じることのない

よう、国・全シ協からの関係情報の速やかな提供に努めるとともに、顧問税理士による適時適切な研修会の実施、及び、各種問い合わせに対する速やかな回答・対応に努めていく。

また、3年後には第1期の経過措置が終了し5割負担となり、シルバー人材センターへの負担がさらに重くなることから、例えば第1期の経過措置である8割減額が継続されるよう、或いは運営費に対する国からの補助などについても必要に応じ要望していく。

## 2 派遣事業推進のための新たな実施方式の着実な推進(新規・重点事業2)

連合会を実施主体とする派遣事業に係る実施方法については、全シ協推奨方式を参考に、昨年度計6回、連合会と実施事務所の担当者等をメンバーとする「派遣事業推進対策会議」により検討を重ね、銀行口座の一本化はじめ、これまでのシステムを大きく変えることとなる新たな実施方式、いわゆる“神奈川方式”が策定される見込みとなったことから、そのスタートである令和5年度は、これまで同様、連合会及び実施拠点とのいっそうの連携のもと、同方式の着実な推進に向け取り組んでいく。

なお、年度途中において新たな課題や改善点が生じることなども想定し、令和5年度推進対策会議は適宜開催することとし、次年度以降の更なるスムーズな運営に向け努めていく。

### 【主な検討事項】

- (1) 新たな神奈川方式への移行に伴う実施事務所口座の清算
- (2) “ ” の初年度における諸課題の対応策

【推進対策会議の開催】年5回(概ね隔月開催)

## 3 女性会員拡大に向けた取り組みの強化(重点事業3)

会員の拡大について各シルバー・連合会は、“第2次100万人計画”を念頭に鋭意努力してきたが、コロナ禍等の影響によりその実績は目標数値と大きく乖離し、70万人までの回復をも難しい状況であることから、令和5年度においては全シ協の定める新たな目標数達成に向け、入会促進及び退会抑制に引き続き取り組んでいく。

特に、高齢者人口における男女の割合からみて今後大きく期待される女性会員の拡大に向けては、既に取り組み実績を上げている他連合の例を参考に、連合会が主体となってセンター職員の協力を得ながら進めて行く。

具体的には、女性会員拡大のための専門部会、委員会などを設置し、女性向けのイベントや説明会、或いは新たな就業機会の確保に努めるとともに、「全国女性代表者会議」や「シルボンヌ全国大会2023」に積極的に参加することにより、方向性を同じくする全国のシルバー人材センターとの連携を進め、さらに、令和5年度厚労省委託事業(「高齢者活躍人材確保育成事業」)の中で、周知広報、技能講習会など女性会員拡大に向けた事業に力を入れていく。

## 4 新たな契約方式(包括的契約方式)への移行に係る対応(新)

国(厚労省)は、シルバー人材センターに対するインボイス制度導入への対応策の一つとして新たな契約方式(包括的契約)を提案し、現在その実施に向け検討を進めている。

この方式に変更した場合、消費税の課税関係は発注者と会員の間で生じることとなり、センターが新たな消費税を負担する必要はなくなるが、一方で発注者のシルバー離れや会員の退会増なども懸念され、また、シルバー制度、シルバー事業を根幹から崩しかねない重大な問題を孕むものとして、全国的にも導入反対を表明するセンターは少なくない。

昨年末には全シ協を通じた厚労省からの意見聴取について、本県シルバー人材センターからは多くの意見、質問が寄せられ、導入に対し不安視する意見も多かったことから、今後はこれら意見等に対する厚労省からの回答を踏まえつつ、慎重かつ十分な検討がなされるよう、「関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会」の1都7県の連合会と連携し対応を進めて行く。

また、職員、役員に不安感が生じることのないよう、国、全シ協に対する積極的な情報収集に努め提供していく。

## 5 フリーランス新法への対応

国においてはいわゆるフリーランス(企業に雇用される以外の形で働く者)が安定的に働ける環境を整備するための新たな法整備を検討しており、法案は令和4年度中にも国会に提案される予定となっている。

新法の内容については不明な点も多く、施行時期についても現在は未定だが、新法ではシルバー会員もフリーランスとして位置づけられることから、今後法制化の動向を注視するとともに、シルバー会員が受ける影響について情報収集に努め、必要な対応について県内シルバー人材センターと検討していく。

## 6 安全就業の徹底

「安全・安心なシルバー事業」は、シルバー事業遂行の基幹をなすものであることから、引き続き一層の推進を図る。特に死亡事故防止のため、植木の剪定や高所での作業に当たっては墜落制止用器具(安全帯)やヘルメットの着用を徹底することとし、重篤事故が発生したシルバーにおいては再発防止策を強化する。また、他センターにおける事故防止対策の一助とするため、事故事案の速やかな情報提供に努める。

### (1) 事故防止委員会及び安全対策検討部会の開催(各年2回)

事故防止のための具体策を検討するため事故防止委員会を開催する。また、委員会に先立ち、委員会における検討課題を検討するため、安全対策検討部会を開催する。

### (2) 「安全就業対策基本計画」に基づく安全就業対策の推進

事故防止委員会において毎年「安全就業対策基本計画」を策定し、以下の事業を実施する。

- ア 安全就業標語及びヒヤリハット体験事例の募集・表彰、標語ポスターの作成
- イ 事故防止優秀拠点等の表彰
- ウ 安全就業研修会の開催 など

## 7 多様な就業機会の確保

### (1) 多様な就業機会の確保

少子化などを背景に労働力不足が叫ばれる現在、地域社会が求める各種サービス事業は、同時に高齢者の多様な就業機会の確保につながることから、他県における取組状況や先進事例等に係る情報の収集・提供を行い、下記①～④の事業に取り組んでいく。

- ① 福祉・家事援助サービス事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)
- ③ 空き家管理事業
- ④ 放課後児童クラブ支援事業

## 8 就業開拓への取り組み

### (1) 就業開拓員による就業開拓

コロナによる影響が依然として残る状況下ではあるが、拠点との連携のもと、県内において全国的に展開している民間企業等に対する就業機会の拡大に努める。

### (2) ハローワーク及び神奈川県経営者協会等関係機関との連携

ハローワークとの連携については、今後も厚労省通知「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」(平成29年4月)に基づき推進していく。また、賛助会員である神奈川県経営者協会の会報誌などを通じたシルバー事業の周知に努めていく。

### (3) 公共事業の確保

本県における公共事業の割合は依然として他県と比べ低く、特に派遣については大きな開きが見られるが、学校・公園管理など公共からの受注は安定的な収入が図られるというメリットから希望する会員も多く、また入札のみならず随意契約も可能であることから、今後も受注拡大に向け自治体等へ積極的に働き掛けていく。

### (4) 高齢者の介護就業促進による地域活性化(介護分野就業機会促進事業)

令和4年度厚労省予算において、①センターにおける介護プランナーの配置や、② トライアル奨励事業などを内容とする「高齢者の介護就業促進による地域活性化事業」が新規事業とされたことから、引き続き令和5年度も実施を希望するシルバー人材センター等に対し支援を行う。

## 9 業務拡大への対応

高齢法第39条における業務拡大(就業時間の週40時間までの引き上げ)については、拡大を希望するセンターからの要望を受け県知事に対し申請を行う。

## 10 適正就業の推進

適正就業については、これまでも、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき取り組んできたが、令和5年度においても全シ協からの依頼を受け、各シルバー人材センターにおける“受注リスト”の点検を行い必要な改善を図る。また、適正就業の徹底を図るため、連合会主催事業として担当職員を対象とした研修会を実施する。(年1回)

## 11 困難事案に対する対応

日常業務の中での様々なトラブルや事件・事故、あるいは、クレーマーからの業務妨害などのうち、複雑な案件や訴訟など、弁護士による専門的な見地からのアドバイスが必要とされる場合にあっては、連合会が窓口となり速やかな解決を図る。

## 12 要請行動の実施

全シ協が主体となって実施する国会議員(「自民党シルバー人材センター活性化議員連盟」)への要請行動に、県内シルバーの理事長等とともに参加し、シルバー事業にかかる国の予算(事業費及び補助金等)の確保・増額、及びインボイス制度に対する支援や新たな契約方式への意向に係る適切な対応について、全国シルバー・連合と共に要望していく。

### 13 関係機関連絡会議による連携強化

国受託事業(「高齢者活躍人材確保育成事業」)の構成事業として連合会が主体となって設置した、労働局・県・経済団体・労働組合等をメンバーとする「シルバー人材センター活用推進連絡会議」を令和5年度もいっそう活用しさらなる連携強化を図る中で、新規会員拡大及び、就業機会・職域拡大に向けた取組みを進めていく。

### 14 デジタル化の推進(一部新)

今後いっそうのデジタル社会の進展に当たり、オンラインによる行政手続きやサービスの利用方法に対する支援が求められることから、総務省においては現在「デジタル活用支援推進事業」を実施しており、現在県内シルバーでは唯一相模原シルバーが委託先として選定され取り組んでいるところである。今後は、コロナ禍における会員の就業機会の拡大やスマホによる業務連絡や就業報告等のメリットを有する同事業に対し、受託を希望するシルバーに対し必要な支援を行っていく。

また、もう一方で厚労省においてもシルバー人材センターにおけるデジタル化を促進するため、令和5年度新たに①デジタル化整備促進事業、②会員のデジタル利用促進事業を立ち上げたところであることから、連合会におけるデジタル化推進員(1名)及び呼びかけ人(2名)が中心となって事業の円滑な実施に努めていく。(新)

### 15 SDGs への取り組みの促進(新)

現在、SDGs(持続可能な開発目標)へは国を挙げ対応が求められる中、本県においても相模原シルバー及び小田原シルバーなど一部のシルバー人材センターにおいてその取り組みが進められているが、ようやく緒に就いたところであることから、今後はシルバー事業そのものがSDGsに合致するとの認識を共有する中で、より多くのシルバーにおいて取り組みがなされるよう必要な支援を行う。

#### [連合会が主体となって実施する諸会議及び事業等]

総会、理事会については、これまで同様定款の定めにより開催していく。また、理事会に先立ち事務局長会議を開催し、必要な議題について検討する。

#### 1 総会、理事会等の開催

- (1) 定時総会(年1回)
- (2) 理事会(年3回) ※理事会終了後、専門部会を開催
- (3) 事務局長会議(年3回程度)

#### 2 ブロック会議の開催

県内6地域でブロック会議を開催し、各シルバー人材センター、生きがい事業団が抱える課題、及び連合会への要望などについて意見交換・情報交換を行う。なお、ブロック会議はシルバー、連合会双方にとって貴重な意見交換の場であることから、令和5年度においても年2回の開催を目指す。

#### 3 各種研修事業等

- (1) 役員研修会(年1回)

各拠点の理事長、理事等を対象に、適宜適切なテーマにより研修会を実施する。なお、個人情報保護については、毎年の研修が義務付けられていることから、当研修時に合わせて実施することとし、テーマによっては役員以外も対象とする。

(2) 職員研修会(年1回)

担当職員を対象に、センターにおける先進的取り組み、及び、会員拡大等に大きな成果を上げている事業等に関する当該センターからの事例発表や、拠点が抱える実務上の課題や法的事案等を内容とし、専門家(弁護士等)による研修会を実施する。

(3) 派遣就業会員への研修会(年1回)

派遣就業会員に対し、待遇、トラブル回避、安全就業、スキルアップなど、働く現場で役立つ内容をテーマに、派遣事業主として求められる研修会を実施する。

(4) 関東ブロック役職員交流会(年1回)

関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会(1都7県※)が主催する、連合会及び拠点の理事等を対象とした役職員交流会へ参加する。

※1都7県:神奈川、東京、埼玉、千葉、栃木、群馬、茨城、山梨

#### 4 シルバー人材センター・生きがい事業団役職員表彰

連合会、シルバー人材センター・生きがい事業団の役員及び事務局員を対象として、事業運営に尽力した者、功績のあった者について表彰規程に則り表彰者を決定し、毎年の定時総会時に表彰式を実施する。

#### 5 国庫補助金交付事務

国庫補助金の申請・報告及び国庫補助対象団体への交付事務を行う。

#### 6 全シ協からの委嘱による事務指導

連合会事務局長は、全シ協からの委嘱により、県内シルバー等に対し毎年10箇所程度(各シルバーにとっては3年に1回)、事業の運営や会計等に関し調査票に基づく事務指導を行うこととされていることからこれを着実に実施するとともに、重要な過誤に関しては適切な指導を行う。

#### 7 国、県及び関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会との連携強化

(1) 国、県等

連合会事業の実施に当たっては、国(神奈川労働局)及び県所管課等との良好な関係を維持する中で各種データや関連政策情報の入手に努め、シルバー事業の円滑な推進を図る。

(2) 関東ブロック協議会

現在、令和5年10月から施行されるインボイス制度へのその後の支援や新しい契約方式への移行などこれまでにない重要課題が山積しているが、これらは1県では解決が困難なことから、関東ブロック構成員との連携を強化し、さらに本県が率先して協議会へ提案を行い、1都7県が一丸となって全シ協及び厚労省等へ課題解決に向けた働き掛けを行っていく。

## 〔国から受託して進める事業〕

### 「高齢者活躍人材確保育成事業」の実施【重点】

シルバー人材センターを広く周知し、更なる会員の拡大を図るとともに、就業体験等を通じて高齢者の働き方について高齢者、事業主双方の理解を深める。また、就業に必要な技能を得るための講習会を行うことにより高齢者の一層の就業・活躍を促進する。

## 1 令和5年度事業内容

### (1) 周知・広報

〈広報媒体〉Web、ADMATRIX DSP、Smart News、地域情報誌 等

〈セミナー〉高齢者向け、企業向け

### (2) 就業体験・見学

〈体験先〉公園管理 等

### (3) 技能講習

〈内容〉スーパーマーケットスタッフ、マンション清掃、保育補助、医療事務補助、除草・刈払、植木剪定、店舗サポート、学童保育補助、パソコン 等

### (4) 連絡会議の開催

会員の拡大及び、特に人手不足分野における高齢者の就業促進など、地域におけるシルバーのさらなる活用を図ることを主な目的に、連合会を中心とした労使団体・地方公共団体・労働局をメンバーとする「シルバー人材センター活用推進連絡会議」を開催する(年1回程度)。

## 2 令和4年度との変更点

当事業はこれまで厚労省から連合会への委託事業として実施してきたが、令和5年度事業においては、次のような変更点があった。

- ・受託金額の増額令和5年度事業費 44,818千円 +3,456千円
- ・委託費全体に占める人件費と管理費の割合を5割以内とした(R4は前年度の額以下)
- ・介護分野に関する技能講習」はできる限り実施する事(必ず実施)
- ・就業体験・技能講習の実施規模を金額で前年度計画程度を確保する。

## 3 事業目標(新規会員数)

新規会員数:356人(令和4度:229人)

※なお、本事業により新たに会員になった者の数であり、退会者は含まない。

## 4 今後の進め方

上記(1)周知・広報、(2)就業体験・見学、(3)技能講習会(企画・実施内容等)については、令和4年度の実績を勘案し、各拠点からの要望を踏まえ、実施に向け具体的な調整を行っていく。

## 5 具体的な実施内容(予定)

【高齢者向けセミナーの開催】(1回)

【企業向け説明会の開催】(1回)

**【各種広報媒体による広報】**

- ・連合会 HP
- ・地域情報誌(タウンニュース)等
- ・インターネット広告(Yahoo!、Google、Youtube 等)
- ・アプリ内広告、ADMATRIX DSP

**【各種プロモーションツールによる会員獲得】**

- ・ポスター・WEB バナー
- ・技能講習、就業体験リーフレット及びこれらに係る個別の募集案内チラシ

**【就業体験の実施】**

- ・公園管理での就業体験/職場見学(各1回、各10名程度)

**【技能講習会の実施】**

- ・1講習 15名程度(年19回)